平成２１年（フ）第１５６号
青森県三沢市字古間木山63番地１号
債務者　古坂　成子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１５７号
青森県三沢市大字三沢字下久保59番地358号
債務者　石井　美奈
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第７４３号
盛岡市本宮１丁目20番10号　レジデンスニュー仙北201号、旧住所盛岡市下太田下川原48番地１
債務者　千葉　　了
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７５０号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字花平100番地94
債務者　勢司　幸次
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７６８号
盛岡市川目町11番６号　清光荘２号
債務者　多田　瑞枝
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７７２号
盛岡市月が丘１丁目31番36号　コーポラス藤Ｄ－３号、旧住所盛岡市東緑が丘23番20号
債務者　小島　寛憲
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７７３号
岩手県釜石市鵜住居町第２地割38番地21、旧住所岩手県奥州市水沢区神明町１丁目５番42号　アパートときわ201号室
債務者　和田千津子（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７７４号
岩手県紫波郡紫波町土舘字関沢32番地11、住民票上の住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字黒沢59番地47
債務者　舘澤　　学
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７８９号
岩手県紫波郡矢巾町大字北郡山第18地割82番地
債務者　島田　勝成
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７９３号
盛岡市南青山町２番12号
債務者　嘉倉　真哉
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第９８号
山形県東田川郡庄内町余目字谷地田21番地33阿部アパート２号、前住所山形県東田川郡庄内町沢新田字錆142番地４
債務者　菅原　由美
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第１０３号
山形県酒田市中町１丁目１番21号、前住所山形県酒田市東泉町１丁目13番地の17
債務者　佐藤　　寛
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第１０４号
山形県酒田市北新町１丁目１番58号県営北新町アパート404号、前住所山形県酒田市ゆたか１丁目８番地の７
債務者　池田美智子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第１８９号
福島県会津若松市柳原町３丁目４番43号
債務者　星　智恵子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１９０号
福島県会津若松市真宮新町南３丁目８番地の２、前住所福島県会津若松市門田町大字飯寺字上川原87番地の１　メゾン・ネージェ103号
債務者　高橋　信幸
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第４４９号
群馬県藤岡市藤岡1454番地23
債務者　浜崎明日香（旧姓黒澤）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４５３号
群馬県高崎市下小塙町1477番地１　根岸ハイツ１号
債務者　飯野　昇一
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部